

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

改正道路運送法告示・通達案でパブリックコメント募集 - 気になる「有償」基準の行方 -

8 月 18 日、国交省は改正道路運送法の省令案に続き、「自家用有償旅客運送事業」の運用方法を定める告示・通達案に対するパブリックコメントの募集を開始しました。

全腎協では、①対価の基準、②輸送の安全及び旅客の利便確保、③国交大臣認定講習の3 項目についてコメントを提出しました(2006 年 8/24 付全腎協第 06-1052 号参照)。その際、国交省担当者に有償の基準について

10 月前に示す予定があるのか改めて問うと、今回の募集意見をもって考えたい、との回答でした。

コメント募集締め切りは9 月 7 日(必着)です。各地の透析患者の送迎実態を踏まえた具体的意見、理由をできるだけ多く届けていきましょう。



通院介護駐車違反の強化で警察庁へ申入れ - 駐禁除外車標章は障害者本人に交付を -

移送サービスの担い手であるボランティアや介護事業所等から、介護で車両を離れている間に駐車違反の取締りを受けるのではないかとの懸念の聲が高まっています。

これらの状況をうけ、8 月 2 日、全腎協は通院送迎関係者らとともに警察庁交通局に対し要請行動を行いました(全腎協独自要請項目は右囲み参照)。

警察庁からは、「今回の交通法改正により産業界や福祉・医療分野から多くの要望があり、通院介護の実状については理解できる」「駐禁除外車標章を『人』に対し交付する点については、今後メリットデメリットそれぞれを考えた上で検討は必要と考える」と一定の理解が示されました。しかし、一方で「駐車違反の通報の多くが地域住民によるもの」であり、「駐車監視員活動ガイドラインはそ

警察庁申入れ項目(全腎協)

- 1 「駐車禁止除外車標章」は、申請「車両」ではなく障害者「本人」を条件に交付してください。
- 2 上記1 の対策が講じられるまでの当面の間、介護移送中等のステッカーを掲示している車両は、駐車違反の対象から外してください。
- 3 上記2 の対策が講じられるまでの当面の間、介護移送中等のステッカーを掲示している車両には、歩行介護のための停車時間をご配慮ください。

の住民を声ふまえたものでそれだけ住民のニーズが高いことも理解し欲しい」との見解を示しました。

全腎協理事会「通院対策委員会」が開催

第 63 回理事会で設置を決定した「通院対策委員会」が、7 月 27 日（第 1 回）、8 月 24 日（第 2 回）、都内で開催されました。第 1 回の会議では、委員長に高橋理事を選出し、医療へのアクセス権保障の確保・確立のために環境整備を行い、それらのための対外的啓発活動を行っていくことなど委員会設置目的を確認しました。また、両日の会議では、

改正道路運送法や道路交通法による駐禁問題、障害者自立支援法による移動支援事業の取組みや介護保険・自立支援の介護認定・障害程度区分の基準の現状など当面の運動方針について討議しました。

次回委員会は 9/14 に開催し、改正道路運送法施行にむけた全腎協基本的活動方針について討議する予定です。

各地のトピックス

道路運送法「有償運送」により「玄々堂」が送迎活動休止

「玄々堂君津腎友会通院支援の会」は、7 月 30 日の総会で通院送迎事業を 31 日付けで休止する最終決定を行いました。同会は、今年 2 月から有償運送への事業転換など送迎事業の継続の可能性について検討を重ねてきましたが、法人格の単独取得や協力ボランティア団体への事業移行が困難なこと等から「断腸の思い」での決断となりました。送迎を利用してきた患者は、8 月から家族や介護タクシーで通院していくことになります。

平成 14 年の結成から、玄々堂の送迎回数は 2720 回、走行距離 53582 km、送迎・介助ボランティア会員総数 60 名、利用会員 12 名の送迎を担ってきました。君津市の透析施設には遠方から通う利用者もあり、玄々堂の活動は無くてならない大切な社会資源でした。

なお、事務局機能は協力ボランティア団体との連絡・調整、情報収集のためにも継続し、引続き今後について検討していく予定とのことです。

長崎「ほほえみ」4 事業所で合同運転講習会を開催

長崎「ほほえみ」4 事業所は、7 月 7 日・8 日の両日にわたり、長崎市内のホテルと自動車学校で国交省が推奨する「移送サービス運営マニュアル編集委員会」による運転講習会を開きました。当日は、台風による影響で離島からフェリーを乗り継いで参加予定だった「ほほえみ五島」が参加を断念せざるを得ないなど、残念なハプニングもありました。

「ほほえみ」では、10 月の改正道路運送法施行を前に有償運送への準備をすすめて

いますが、自治体は運営協議会の設置に消極的・否定的な姿勢を崩しません。今回の講習会は、「運営協」の設置を待っているのは 10 月施行に間に合わない、との判断から 7 月から 9 月にかけて 3 期にわたり運転ボランティア講習を実施していくことにしたものです（北川ほほえみながさき会長談）。講習開催にあたっては、独立行政法人福祉医療機構から助成金を、また自動車学校からは無償で会場提供を受けることができました。

北部九州三県合同ボランティア研修交流会

-通院送迎ネットワーク化の提案-

福岡県、佐賀県、長崎県の北部九州3県合同ボランティア研修交流会が、7月30日、長崎県佐世保市で開催されました。合同研修交流会は今回で6回目を迎えます。午前中の講演会ではボランティアの定義・心得などについてボランティア活動支援センター長が講演し、午後は各事業所のみなさんが道路運送法や交通法などの現状について意見交換

し交流を深めました。

その交流会の場で、「ほほえみがさき」の北川会長から九州地区でネットワークを作り、改正道路運送法のもと多くの課題を三県で協力しながら送迎事業を維持・拡充していこうとの提案がなされました。今秋にもその準備会を開く予定とのことです（「さわやか」より）。

事務局から

自家用旅客運送の運転講習

自家用旅客運送の運転講習については、改正道路運送法の告示・通達案で「国交大臣が認めた講習」となっています

事務局にいくつかの団体からこの講習について10月以降、現在持っている運転講習修了証の効力等の問合せが寄せられました。現在は予定であり確定ではないとの条件つきですが国交省担当者から以下のように電話で回答がありました。

- 1 すでに福祉有償運送の許可を受けている団体では、運転協力者の講習修了証に付されている有効期間内は10月以降、“みなし”認定扱いをする予定。但し、その有効期間終了前に、上級者研修等を受けてもらうことを予定している。
- 2 有償運送の許可を受けていない団体の運転講習修了証の効力については、つめ切れていない。

運営協議会の設置が進まないとき

自治体に対し、移動制約者の実態調査結果や開催しない理由を文書に残す形で意向を確認します。その内容に疑問点等があれば追及し、議会（議長）あてに陳情書を提出するのも有効、とのことです（全国移動ネット発行「モヴィーレ」より）。

なお、有償手続が10月に間に合わない場合について、「運営協議会へ申請中のコピーを運輸局で発行するなどし、取り締まりを受けても助言を行うことに変わりはない」と国交省では回答しています。また、有償運送の「指導重点期間」は9月で終了しますが、いわゆる「国交省による保障」期間が終了する意味で、即罰則を課すわけではないとも話しています。

いずれにせよ、有償運送の許可を受けていない自治体では、10月までの間、“運営協議会の設置と協議の促進”が鍵となります。有償事業を予定している送迎団体へは、全国移動ネット発行「モヴィーレ」より運営協議会攻略法を特集した資料を添えておきますのでご活用下さい。

資料 ボランティア移送の駐禁対策「ほほえみがさき」の事例

県警と話し合い、ボランティア活動中のステッカーを掲示することで不法な放置駐車でないことの理解を監視員に求める方法で当面对応することにしました。同時に、ボランティアの方々に対しても、そのステッカーはあくまで判断材料を示すだけのものであること、長時間の路上駐車等を違法であることを改めて認識してもらい、ステッカー掲示の基本的マナーを呼びかけています。



現在、事務局では各事業所を訪問し現場の声を聴かせていただいています。7月は九州（二箇所）にお邪魔しました。訪問した事業所のみなさまには大変お世話になりました。ありがとうございます。今後も機会をつくり、うかがっていない各事業所を訪ねたいと思います。お忙しいなかの日程調整などご迷惑をおかけしていますがその際にはどうぞよろしくお願いします。

